

多賀城市教育委員会 御中

多賀城市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 川 雅 美

多賀城市情報公開条例第 1 8 条第 1 項に基づく諮問について（答申）

平成 2 6 年 1 月 1 5 日付け教総第 1 0 3 5 号による諮問について、以下のとおり答申します。

1 審査会の結論

多賀城市教育委員会（以下「実施機関」という。）の平成 2 5 年 1 1 月 1 日付け生学第 5 2 9 号による公文書部分開示決定に係る非開示部分については、次のとおりとすることが相当である。

(1) いわき市立いわき総合図書館視察質疑・説明概要における図書館システムに関するいわき市職員の説明内容を記載した箇所

1 1 行 1 文字目から 2 2 文字目までを開示とする。

(2) 武雄市図書館視察の際の武雄市職員との質疑応答内容を記載した部分

別表に掲げる部分について、多賀城市情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 5 号を適用し非開示とし、その余の部分については開示とする。

2 不服申立て及び審査の経緯

(1) 不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、平成 2 5 年 1 0 月 2 1 日に条例に基づき、実施機関に対し、新図書館移転に関する全ての文書を開示するよう請求した。

(2) これに対し、実施機関は、職員が、平成 2 5 年 6 月 2 5 日に南相馬市立中央図書館を、同月 2 7 日にいわき市立いわき総合図書館を、及び同年 7 月 2 5 日に武雄市図書館を視察した際の復命書が請求対象文書に該当するとした上で、次に掲げるものを非開示情報とし、その余の部分については開示する決定（以下「公文書部分開示決定」という。）を平成 2 5 年 1 1 月 1 日付けで行った。

ア いわき市立いわき総合図書館視察質疑・説明概要の一部（1 1 行目及び 1 2 行目）

イ 武雄市図書館視察の際の武雄市職員との質疑応答内容を記載した部分

(3) 公文書部分開示決定に対し、不服申立人は、平成 2 6 年 1 月 6 日付けで異議申立てを行った。

(4) 実施機関は、平成 2 6 年 1 月 1 5 日付け教総第 1 0 3 5 号により、本件不服申立てに係る公文書部分開示決定の相当性について、当審査会に諮問した。

(5) 当審査会は、本件諮問に対し、平成 2 6 年 1 月 2 1 日、同年 3 月 1 2 日、同年 5 月 1 3 日、同年 7 月 1 5 日及び同年 8 月 7 日に会議を開催し、実施機関の職員からの意見陳述を受けるとともに、実施機関から提出された意見書、本件諮問書、公文書開示請求書、公文書部分開示決定通知書、異議申立書その他の参考資料に基づき検討を行った。

(6) 上記検討に基づき、当審査会において本答申書を策定した。

3 不服申立人の主張

不服申立人は、異議申立書において、おおむね次のように主張している。

- (1) 条例第7条第3号又は第5号に該当する公文書の一部について開示を行わないとしているが、どの部分が第3号に該当し、又は第5号に該当するののかの説明がないため、非開示の理由が判断できない。
- (2) 武雄市図書館の視察に関する文書について、質疑応答部分が非開示とされているが、非開示となっていない部分は既に報道等で明らかになっており、この視察の意義は質疑応答部分に集約されている。この視察は、多賀城市立図書館移転のための先進地視察であり、視察の重要な目的となった部分である。
この質疑応答の全てが、条例第7条第3号に該当するとは考えにくく、条例の趣旨に鑑み、個別具体的に「正当な利益を害するおそれ」のある部分、「通例として公にしないこととされている」部分及び「当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる」部分を除いて公開すべきである。
- (3) 条例第7条第5号は、国等の機関からの協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報を対象としており、今回非開示とされた文書に関してはそのような事実はないと思料される。
- (4) 以上のとおり、本件公文書部分開示決定は、条例の適用を誤った不当なものであるため、非開示部分の開示を求める。

4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) いわき市立いわき総合図書館視察質疑・説明概要の一部（11行目及び12行目）
当該箇所には、いわき市職員による図書館システムの受注業者に対する評価と解されるものが記載されている。これを公にした場合、当該業者が今後同様の業務を受注しようとする際に影響が生じるなど、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられたことから、条例第7条第3号アの非開示情報に該当すると判断したものである。
- (2) 武雄市図書館視察の際の武雄市職員との質疑応答内容を記載した部分
ア 当該部分は、武雄市図書館を視察した実施機関職員の質問等に対して、対応した武雄市職員（下記5(2)において「説明者」という。）が参考情報として述べた内容を記録したものである。
イ その内容は、公にされることを前提として述べられたものではないため、これを公にすることは、視察先である武雄市との信頼関係を損ねるものと判断し、条例第7条第5号を適用し非開示としたものである。
ウ なお、不服申立人は、本件非開示文書については、同号の適用が認められる事実はないと主張している。武雄市図書館への視察は、実施機関の発意で実施したものであり、武雄市側からの依頼で行ったものではないことは事実であるが、同号に規定する「国等の機関からの協議、依頼等」には、実施機関側からの協議や依頼も含まれると解しているところであり、実施機関と国等どちらの発意だったかに関わりなく、結果として国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報については、条例第7条第5号の非開示情報に該当する

と判断したものである。

5 当審査会の判断

(1) いわき市立いわき総合図書館視察質疑・説明概要の一部（11行目及び12行目）

ア 当該非開示部分には、いわき市立いわき総合図書館の図書システムを変更したことにより生じた事項が記載されている。

イ 実施機関は、当該非開示部分について、いわき市職員が図書館システムの受注業者に対する評価を述べていると解されるものが記載されている旨主張しているが、当該部分にいわき市職員が図書館システムの受注業者に対して一定の価値を定める、評価と呼べるようなものが記載されているとは認められない。この点において、実施機関の説明は、適切ではない。

ウ しかし、当該事項には、いわき市職員による具体性に欠ける主観的表現が含まれており、当該正確とは言えない情報を公にすることは、当該情報に係る法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、当該情報は、条例第7条第3号により非開示とすべきと判断する。

エ ただし、当該非開示部分の1文字目から22文字目までは、主観の挟まることのない客観的事実が記載されていることから、同部分については開示とすることが妥当であると判断する。

(2) 武雄市図書館視察の際の武雄市職員との質疑応答内容を記載した部分

ア 当該部分について、不服申立人は、条例第7条第3号の規定により非開示としたののだとしても、その全てについて非開示とするのは不当であり、また、同条第5号の規定により非開示としたのであれば、本件復命書に同号に規定する「国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の機関からの協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報」に該当する情報はないと思料されるため、同号の規定により非開示とするのは不当である旨主張する。

イ これに対して、実施機関は、当該部分は、同条第5号の規定により非開示とした旨主張していることから、以下、同号の解釈について検討する。

ウ 条例第7条第5号に規定する非開示情報は、「国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の機関からの協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの」というものである。

エ この規定は、市の行政は、国等との密接な関係の下に執行されていることから、市と国等との間における現在又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係を維持することによって、行政の適正かつ円滑な執行を図るといふ公益上の要請から、公開することによりこれらの関係を損なうと認められる情報が記録されている公文書は、非開示とすることができる旨を定めたものと解される。

オ 不服申立人は、「国等の機関からの協議、依頼等に基づいて」という規定から、当該情報に該当するのは、あくまで国等の機関の発意に基づき、つまりは市が受動的立場で作成し、又は取得することになった情報のみが同号に該当するのであって、本件復命書のように市の発意に基づき作成し、又は取得した情報は同号には該当しない旨主張しているものと思料する。

カ しかし、市と国等の関係を維持することがこの規定の目的であることに鑑みれば、市が受動的立場で作成し、又は取得した情報のみが非開示の対象となり、市が能動的立場で作成し、又は取得した情報は、国等の関係を損なうものであっても非開示の対象とならないと解するのは不合理であり、「国等の機関からの協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報」には、市が能動的立場で国等から得た情報等も含まれると解するのが相当であると思料する。

キ 上記観点に基づき、当該部分を検討すると、実施機関が主張するとおり、当該部分には、武雄市職員が公にされることを前提として述べたものではないと思料される情報が多数含まれていることが認められた。これらの情報については、条例第7条第5号の規定により非開示とすべきことが妥当であると判断できる。

ク なお、当該部分について、説明者が、ある部分は公にされないことを前提として述べ、またある部分は公にされることを前提として述べる、ということは通常考えられないことから、説明者はその全部について、公にされないことを前提として述べたものと思料される。しかし、当該部分には、開示しても武雄市との信頼関係を損ねることにはならないと認められる情報も含まれていることが確認されたことから、そのような情報については、非開示とすべき部分に影響しない限りにおいて開示すべきものと判断する。

ケ そこで、当審査会は、当該部分において、説明者が公にされることを前提として述べたものではないものかどうかということについて、以下の3点を判断基準として設定し、3点のいずれかに該当する情報については説明者が公にされることを前提として述べたものではなく、これを公にすることによって武雄市との信頼関係を損ねる非開示情報であると判断することとして、全52の質疑応答内容について審理を行った。

(ア) 正確性が欠如しているもの

金額、見通し、経過等について正確性に欠けるもの、大雑把な説明等を行っているものについては、説明者が公にされないことを前提として説明したものと解することができ、その内容をそのまま文書化して公にすることは、明らかに説明者の予想を超えた利用になると考えられるため、非開示とすることが妥当である。

(イ) 説明者の個人的見解であるもの

説明者の個人的見解であるものは、外部には出ないことを前提にしたものであると考えられるため、非開示とすることが妥当である。

(ウ) 第三者との交渉内容に関するもの

契約締結に至る事情、交渉経過、交渉の条件内容等、民間企業等との契約に関するものについては、公になることにより当該民間企業等の目に触れることを説明者が望まないことを明示しているものだけでなく、そのような事実を含む説明になっているものについても同様に開示しないことが必要と考えられるため、非開示とすることが妥当である。

コ その審理の結果、当該部分における部分開示については、別表のとおり行うことが妥当であると判断した。

(3) なお、不服申立人は、非開示理由として示された条例第7条第3号及び同条第5号が、それぞれの部分に適用されるかが示されていない旨を主張しているが、当審査会において調査した結果、上記4(1)及び(2)のとおり非開示理由適用箇所が明らかとなった。実施機関の説明に不足があったという点については首肯できるが、そのことをもって非開示部分の開示を求める理由とは認められない。

(4) よって、前記1記載のとおり、答申する。

以上

別表

設問番号	非開示とする理由	非開示とすべき箇所
1	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
2	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
3	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
5	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
6	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
7	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
8	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
9	説明者の個人的見解であるもの	回答の10行目以降
12	説明者の個人的見解であるもの	回答の1行15文字目以降
13	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
14	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
15	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
16	説明者の個人的見解であるもの	回答の2行20文字目以降
17	正確性が欠如しているもの	回答の全文
18	正確性が欠如しているもの	回答の全文
19	説明者の個人的見解であるもの	回答の9行5文字目以降
23	第三者との交渉内容に関するもの	回答の2行27文字目以降
25	第三者との交渉内容に関するもの	質問、回答の全文
31	説明者の個人的見解であるもの	回答の4行目
35	第三者との交渉内容に関するもの	回答の6行目以降
36	説明者の個人的見解であるもの	回答の1行1文字目から3行7文字目まで
37	説明者の個人的見解であるもの	回答の16行31文字目以降
40	第三者との交渉内容に関するもの	質問、回答の全文
41	第三者との交渉内容に関するもの	質問、回答の全文
42	第三者との交渉内容に関するもの	質問、回答の全文
43	説明者の個人的見解であるもの	回答の4行目以降
44	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
48	説明者の個人的見解であるもの	回答の4行目以降
50	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
51	正確性が欠如しているもの	回答の1行6文字目から2行10文字目まで